京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業に係る領収金額内訳証明書(生殖機能温存療法実施医療機関の連携機関)

京都府がん患者等生殖機能温存療法等助成事業実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、生殖機能温存療法実施医療機関の指導に基づく生殖機能温存療法(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年		月	B	医療機関	の所在地					
				医療機関	の名称					
				診療科						
				担当医師	氏名			(自署)		
_	ふりがな							(111)		
生殖機能 温存療 法を受 けた者	氏名									
	生年月日・性別等	年		月		日生	男	· 女		
生殖機能温存療法を受ける患者の紹介を受けた生死 指定医療機関名と当該医師名					能温存療法	医療機関 <i>0.</i> 生殖機能温)名称(存療法主治 (医の氏名)
領収金	額合計 2							円(内訴	は以下	のとおり)
		項目						費	用	
領収金額内訳										円
										円
										円
										円
										円
										円
備	考									
	公	期間		谷 小 仝	€額に関する	ᄾᄩᄼᆉᆇ	:			
治療期間 					1		はは「一円りる	미미먼지	,	
年	~ 年	月 日		担当	当課					
				担当	当者					
					電話	番号	_	-		
				•						

- 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、こ※1 れを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
- 助成の対象となる費用は、生殖機能温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入 ※2 院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保 存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。